

大阪府監査委員告示第21号

大阪府包括外部監査人が執行した平成19年度から平成27年度までの包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月27日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

(通知文)

府監第 1845 号
平成30年3月20日

大阪府監査委員	大西	寛文	様
同	山本	浩二	様
同	岸本	佳浩	様
同	森田	秀朗	様
同	松本	利明	様

大阪府知事 松井 一郎

包括外部監査結果（平成27年度以前）に基づき講じた措置等について（通知）

平成19年度から平成27年度までの包括外部監査結果に基づき、平成30年3月14日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

平成19年度包括外部監査「意見」について講じた措置等の状況(見解・今後の対応の方向性)

【監査テーマ】

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行

【「意見」総括表】

【平成30年3月14日現在】

項目	監査対象機関 (部局等)	件数	意見	
			前回までになされた 措置済みの件数	今回の報告分
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	17	17	
	堺泉北埠頭 株式会社	10	6	4
	泉大津港湾都市 株式会社	4	4	
河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室	16	16	
危機管理に関する事務	総務部 危機管理室 (現 政策企画部)	23	23	

(注)意見…指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

第3 堺泉北埠頭株式会社

8 青果事業

(4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
① 燻蒸上屋の使用料 エ 監査の結果及び意見	（前略）燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】	包括外部監査が実施された平成19年度当時は、府営上屋が大阪府港湾施設条例に基づく公共施設として管理運営されることを前提に、燻蒸上屋の使用料をはじめとする関連施設使用料について、収支改善を図る方向性で検討してもよいのではとのご意見を頂いたところです。 その後、府では、民の視点を取り入れた効率的な上屋の管理運営を実現し、利用者サービスの向上を図る新たな管理運営手法の検討に着手し、堺泉北埠頭株と協議を行いました。
② 大阪府営上屋の屋上使用料	大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】	その結果、平成29年に府営上屋（26棟）の内、引き続き公共上屋として効率的な管理運営を目指す上屋（12棟）については、堺泉北埠頭株式会社へ建物の有償譲渡契約を行いました。（平成30年4月1日に事業移管予定）
③ 上屋敷地の使用料	同上【意見】	また、残る14棟の府営上屋についても、府営港湾の更なる効率的な運営に資するよう、港湾運送事業者をはじめとする民間事業者に譲渡する方向で進めていくこととしております。
④ まとめ 【都市整備部】	（前略）青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】	

平成20年度包括外部監査「意見」について講じた措置等の状況(見解・今後の対応の方向性)

【監査テーマ】

普通財産の管理に関する財務事務について(行政財産の用途廃止事務を含む)

【「意見」総括表】

【平成30年3月14日現在】

項 目	意 見		
	件数	前回までになされた措置済みの件数	今回の報告分
公有財産の管理に関する監査結果	10	10	
普通財産貸付事務に関する監査結果	44	40	4
公有財産の有効活用に関する監査結果	39	34	4

(注)意見…監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
第5 普通財産貸付事務に関する監査結果		
7. 高齢者向け施設 【福祉部】	<u>高齢者向け施設については、3件すべて免除している。しかし、【1】1.に記載したとおり、平成18年2月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。</u>	特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、これまでの経過から考え、有償化は困難である。このため、無償貸付状態の解消（返還も含め）に向け、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っている。
【4】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討（意見） 2. 地方公共団体 【福祉部】	<u>このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。</u>	昭和52年に府、富田林市が共同で設置した富田林病院については、市が運営を委託してきた社会福祉法人恩賜財団済生会に開設者を変更し、済生会とともに、現地において新たに建替え整備を行うにあたり、平成29年9月定例府議会（後半）で議決を得て、市との間で平成30年1月15日付で建物の無償譲渡契約を締結した。

平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>8. 岸和田市保健衛生センター敷地</p> <p>(3) 意見 ①周辺地の有償貸付けの検討が必要 【健康医療部】</p>	<p><u>有償貸付部分の土地貸付料については、平成20年度から減額率を低下させ5年後には正規の貸付料とする合意ができているが、(中略)まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、(中略)岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要と考える（意見番号33）。</u></p>
<p>17. 大阪府港湾教育訓練センター</p> <p>(2) 意見 ①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要 【商工労働部】</p>	<p>貸付先である公益社団法人大阪府港湾教育訓練協会は、大阪府内で唯一の港湾労働部門の教育訓練施設の実施運営主体として、訓練生の確保に努めているところではあるが、平成28年度の契約更新の際の協議においても、経営状況に大きな変化は見られず、これ以上の負担は同協会の財務状況から難しい旨の回答であり、貸付料の負担については未だ合意に達していない。</p> <p>平成21年度以降、貸付料の負担の協議を継続し行ってきたところではあるが、平成30年度の貸付契約更新に際しても、同協会と改めて協議を行うこととし、財務状況を注視しながら、働きかけを行う。</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
第 6 公有財産の有効活用に関する監査結果	
<p>【 3 】 全般的検討 （意見） 8. 普通財産の未利用地・低利用地</p> <p>（ 2 ） 庁舎周辺整備用地 ②意見 （ A ） 「 庁舎周辺整備用地 」 の早急な有効活用方針を確定すべき 【総務部】</p>	<p>府庁舎の建て替え（または移転、土地活用）案のどの案においても、<u>構想案対象外となっている用地については、資産維持コスト（草刈り費用等）を勘案しつつ、早期売却等の対策を検討すべきである（意見番号64）。</u></p> <p>当該土地については、本館耐震改修工事終了に伴い、りそな銀行と平成26年2月5日付けで締結していた府有財産賃貸借契約（一時使用）が平成29年7月31日に満了したことから、一般競争入札により売却することとした。</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>【 6 】 低・未利用行政財産の個別検討結果</p> <p>1. 砂川厚生福祉センター</p> <p>（2）意見</p> <p>①総合的な土地利用計画が必要</p> <p>【福祉部】</p>	<p><u>今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮（例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど）して、現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる（意見番号72）。</u></p>	<p>施設再編整備完了による廃止施設については、施設の老朽化により現状では再利用が困難であることから撤去を前提とするとともに広大な敷地については、適正かつ現体制による管理可能な敷地面積を検討することが必要と考え、敷地の有効利用及び安全管理上、引き続き管理する必要がある区域について、関係各課とともに検討を進めている。</p> <p>今後も引き続き関係機関に協力を仰ぎながら有効活用の方法を検討していくこととしている。</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>10. 都市計画道路泉州山手線用地 (2) 意見 ②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき 【都市整備部】</p>	<p><u>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号80）。</u></p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成23年3月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めてきた。 都市計画道路泉州山手線については、大阪府都市整備中期計画（案）別冊参考資料（案）（H28年8月改訂）にて事業化を図ることとし、必要な都市計画変更を平成30年2月に実施した。</p>
<p>③岸和田南海線 機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき 【都市整備部】</p>	<p><u>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号83）。</u></p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成23年3月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めてきた。 都市計画道路大阪岸和田南海線のうち意見のあった区間については、都市計画変更を平成30年2月に実施し、事業化廃止を決定した。</p>

平成21年度包括外部監査「意見」について講じた措置等の状況(見解・今後の対応の方向性)

【監査テーマ】

出資法人に関する財務事務について

【「意見」総括表】

【平成30年3月14日現在】

項 目		意 見		
		件数	前回までになされた措置済みの件数	今回の報告分
府の財務事務に対する指摘	出資の有効性検討	6	6	
	出資法人との関わり(人的関与を含む)のあり方	18	18	
	公益法人制度改革への対応	1	1	
	出資法人への貸付金・委託料・補助金の検討	25	24	1
	出資法人への府有財産の貸付	1	1	
	出資法人への損失補償・債務保証	1	1	
各出資法人に対する指摘	財団法人大阪産業振興機構	3	3	
	財団法人大阪府タウン管理財団	5	5	
	大阪府住宅供給公社	2	2	

(注)意見…監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

平成 21 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>第 4 監査の結果及び意見（府の財務事務に対する指摘）</p>	
<p>【 8 】出資法人への委託料の検討（指定管理者制度含む）</p> <p>4. 意見 （2）大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき</p> <p>②意見 【健康医療部】</p>	<p>現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要であると考え（意見番号 45）。</p> <p>・財団法人大阪府保健医療財団</p> <p>【公益財団法人大阪府保健医療財団】 疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、平成29年度より、指定管理者を公益財団法人大阪府保健医療財団から地方独立行政法人東大阪医療センターに変更した。 また、大阪府立中河内救命救急センターに勤務する職員についても、地方独立行政法人市立東大阪医療センターへ転籍を終えており、引き続き連携協力しながら、医療サービス水準の維持と、より効率的な運営を図っていく。</p>

平成22年度包括外部監査「意見」について講じた措置等の状況(見解・今後の対応の方向性)

【監査テーマ】

公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務について

【「意見」総括表】

【平成30年3月14日現在】

項 目	意 見		
	件数	前回までになされた措置済みの件数	今回の報告分
税務賦課事務の検討	18	18	
税務滞納整理事務の検討	12	12	
税務事務に関するその他事項の検討	17	17	
債権管理事務の検討(税金・貸付金以外の債権を対象)	19	18	1

(注)意見…監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

平成 22 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 ※小文字記載は指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>第 6 債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象）</p>	
<p>第 6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見 2. 個別債権に対する監査の結果及び意見 （7）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 ②意見 （A）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要 【福祉部】</p>	<p>現在の返還状況は債権残高に対して5%以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。 当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。 <u>今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある（意見番号60）。</u></p>
<p>平成25年度の包括外部監査の指摘を踏まえて引き続き法人と返済額についての協議を行い、確実な回収に努めていく。</p>	

平成25年度包括外部監査「意見」について講じた措置等の状況(見解・今後の対応の方向性)

【監査テーマ】

資産の評価と負債の管理について～主に府民の将来負担の観点から～

【「意見」総括表】

【平成30年3月14日現在】

項 目	意 見		
	件数	前回までになされた措置済みの件数	今回の報告分
(1)未収金(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果	32	24	5
(2)棚卸資産の検討並びにその検討結果	2	2	
(3)出資金等の評価の検討並びにその検討結果	2	2	
(4)貸付金の検討並びにその検討結果	25	17	8
(5)固定資産(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果	3	2	1
(6)未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について	1	1	

(注)意見…監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
2. 未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果	
(4) 個々の未収金の検討の結果	
<p>② 補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について 【福祉部】</p>	<p>当該債権は、社会福祉法人Aに対する補助金の不正受給の返還命令に伴うものである。当該不正受給は当時の理事長の独断による単独かつ悪質な不正であり、共謀者である施設工事の発注先業者である代表取締役は法人外部にあることから、新体制となった現状の法人に対する恩情的な心情は理解できる。しかしながら、あくまでも補助金の交付対象は当該社会福祉法人に対するものであり、不正受給の大阪府に対する返還責任は当該社会福祉法人にある。そこで、大阪府は府民の負担を増加させないためにも当該債権の債権者として債権の保全に向けた毅然とした対応が必要である。この点について、現状において以下の点について問題がある。</p> <p><参考></p> <p><u>（イ）現状では、平成22年3月24日付大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後1月以内に当期資金収支差額の50%を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった（結果番号1）。</u></p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>【福祉部】</p> <p>（ロ）現状は（イ）のとおり、決算時には「当期資金収支差額」の50%を納付するものとされているが、「当期資金収支差額」は社会福祉法人会計基準によれば他の会計区分や経理区分への繰入、積立金の積立て等法人の意思決定に基づく資金拋出や資金流出を行った残額である。つまり、当該「当期資金収支差額」はなんらかの積立を行う等法人の判断により恣意的に調整可能な金額である。</p> <p><u>債権の保全の観点からは「当期資金収支差額」ではなく、他の会計区分や経理区分への繰入控除前の「經常活動資金収支差額」の一定割合にするなど、法人の恣意的な判断により返済額が調整されないような工夫し、より確実に債権の回収ができるように返済額を設定することが必要である（意見番号10）。</u></p> <p>また、「当期資金収支差額」を前提として決算毎の返済額を確定する以上、「当期資金収支差額」の信頼性、つまり、当該社会福祉法人の財務諸表の信頼性が確保されていなければならない。当該社会福祉法人においては過去元理事長によって不正が行われた事実、大阪府が1億円超にもものぼる多額の債権を有している点に鑑み、</p> <p><u>より積極的に財務諸表の信頼性を担保するための取組みが必要であると考え（意見番号11）。</u></p>	<p>法人の判断により返済額が調整されることのないよう、今後の返済額の考え方について法人と協議を行っている。</p> <p>また、財務諸表に関しては、法人指導を担当する地元市とも情報交換を行い財務状況を確認していく。</p> <p>（意見番号10、11）</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）									
【福祉部】	<p>(ハ) 所属に対するヒアリングからは、現状では当該社会福祉法人の事業運営の安定性や継続性の確保が必要との認識から、当該法人が他に有する多額の債務（(独) 福祉医療機構に対する借入金1億円強と個人からの借入金2億円）の返済を確実に行うことに配慮している等、監査人には、他の債務の状況を必要以上に配慮しているように感じた。所属も認識しているとおり、 <u>他の債務と大阪府が有する債権との間に優劣関係はないのであるから、より積極的に回収交渉をすることが必要である（意見番号12）。</u></p>	<p>返済の考え方について、法人と協議を行っているところであり、引き続き返済額の見直しに向けて協議を行っていく。（意見番号12）</p>									
<p>① 将来負担として集計した額 【健康医療部】</p>	<p>以下の未収金の一部については、<u>回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号14）。</u> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債権名</th> <th>平成24年度末 残高</th> <th>内、将来負担として集計した額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原爆被爆者手当金返納金</td> <td>15,773</td> <td>15,773</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,773</td> <td>15,773</td> </tr> </tbody> </table>	債権名	平成24年度末 残高	内、将来負担として集計した額	原爆被爆者手当金返納金	15,773	15,773	合計	15,773	15,773	<p>消滅時効が完成した債権を不納欠損として整理した結果、回収の可能性がある債権は、平成29年12月31日現在4,606,575円となっている。 現在この債権について法的措置の実施や分割納付等により回収に取り組んでおり、今後も税政課債権特別回収・整理アドバイザーと協力しながら、債権回収に努めていく。（意見番号14）</p>
債権名	平成24年度末 残高	内、将来負担として集計した額									
原爆被爆者手当金返納金	15,773	15,773									
合計	15,773	15,773									

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>② 原爆被爆者手当金返納金について 【健康医療部】</p> <p>原爆の被爆者が6千数百名府内におり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、「原爆法」という。）上の定めに基づき毎月原爆被爆者手当金を給付している。原爆被爆者が死亡した場合、役所への届け出の他、原爆法上大阪府へ届けをする必要があるが、この手続きを行わない遺族が多く、一時的に過払いとなった時の返納金が当債権の内容である。</p> <p><参考></p> <p>（<u>現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである（結果番号2）。</u></p> <p><u>当該債権はその多くで時効を迎えていること、また、相続人の支払意思がないものが殆どであることから、全額回収可能性があるとしている現状の判断は妥当ではない（意見番号15）。</u></p>	<p>消滅時効が完成した債権を不納欠損として整理した結果、回収の可能性がある債権は、平成29年12月31日現在4,606,575円となっている。</p> <p>現在この債権について法的措置の実施や分割納付等により回収に取り組んでおり、今後も税政課債権特別回収・整理アドバイザーと協力しながら、債権回収に努めていく。（意見番号15）</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
5. 貸付金の検討並びにその検討結果		
(3) 個々の貸付金の検討の結果		
<p>② 災害援護資金市町村貸付金について 【政策企画部】</p>	<p>災害援護資金市町村貸付金は、阪神淡路大震災が発生した際、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、単に「法」という。）の規定に基づき災害援護資金の貸付けの財源として、豊中市に貸付けたもの。償還期間は据置期間を含め10年であるが、阪神淡路大震災の発生から20年弱が経過しようとしている中、いまだ5千9百万円もの未済額が残っている。この間に、既に2回償還期限の延長が行われており、現時点での返還期限は平成26年3月及び平成26年9月とされている。</p> <p>当該貸付は市町村が事業者となって被災者等に貸付けるスキームであることから、貸付の直接の相手先は市町村である。当該貸付契約には市町村が法第13条第1項に定める免除を行った場合には、大阪府が当該市町村に対してその免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するという規定が定められている。免除の申請については、各市町村が債務者の資力と支払能力を確認し、大阪府に免除を申請するという流れとなっている。</p> <p>所属へのヒアリングによれば、過去豊中市から2度免除の申請があり、免除の実績があり、本貸付については、豊中市が兵庫県に近接していることから被害が大きく、これにより貸付の件数が多いこと、また、被災者の高齢化により償還が思うように進んでいないとの説明を受けた。一方で、貸付先の豊中市からは返還の内諾を得ていることから、その全額が回収可能であると判断して</p>	<p>災害援護資金貸付金については、少額であっても個人債務者から償還が継続されていることから、府の貸付け相手先である豊中市に対する償還期限を延長し、平成32年3月又は9月が償還期限となっているが、これまで、既に4回の償還期限の延長を行っているため、次期期限以降の延長は認めないとの方針のもと、市による一括償還の検討を促した。</p> <p>一方、他府県の状況をみると、神戸市はこれまでの償還免除の基準を拡大するよう内閣府と協議を進めていると聞いており、その動向を踏まえる必要がある。</p> <p>以上のことから、豊中市には市による一括償還の検討と並行し、債務者等の資力や現況調査を実施し、債権整理を行うよう求めるとともに、内閣府と神戸市の協議を注視しながら今後の事務手続を進めてゆく。</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>いるとのことである。しかしながら、過去2度返還期限を延長しており、次回の返還期限についても再々延長が検討されている事実や、平成24年度の財務諸表作成時点では書面での返還の合意が取られていない点を踏まえると、</p> <p>＜参考＞ <u>当該債権については、全額回収可能であると判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号50）。</u></p> <p>また、<u>当該貸付金の回収可能性の判断に当たっては、個々の債務者の状況について、貸付先である市町村に照会の上、資力等の現況や今後の免除予定等も踏まえて行うべきである（意見番号51）。</u></p>	<p>＜参考＞ <u>災害援護資金貸付金については内閣府の内諾を得、平成26年3月4日付で大阪府と豊中市で3年間の履行期限の延長を締結したところ。</u> 債権回収は豊中市が債権管理条例に則し、債務者について現地調査を含めた現況調査を行い、粘り強く納付交渉を継続している。仮に回収が不能の場合は、未済額について豊中市が償還する旨の文書を平成26年1月6日付で徴取している（意見番号50、51）。</p> <p>償還免除については、平成27年4月22日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知により、償還免除の扱いを拡大する通知があった。取扱いの詳細について、国と関係府県市の間で協議中である。（意見番号51）</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）																		
① 将来負担として集計した額 【福祉部】	以下の貸付金の一部については、 <u>回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号53）。</u> (単位：千円)	「大阪府高齢者住宅整備資金貸付金」については、時効を迎えた債権（整理対象債権）は、評価性引当金に計上している。 また、時効を迎えていない債権（回収対象債権）は、過去の不納欠損の状況から、評価性引当金を計上している。 「大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」については、一般債権に不納欠損・貸倒実績率を乗じて得た額を貸倒引当金として計上している。 「大阪府介護福祉士等修学資金貸付金」については、交渉が難航している17名の債権額を貸倒懸念債権と位置付け、貸倒懸念債権の半分と、一般債権に不納欠損・貸倒実績率を乗じて得た額とを足した額を貸倒引当金として計上している。 「大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金」については、債務者の所在調査等を府社協に依頼し、追跡不可能な一部の案件を除いて、調査が完了した。今後はこれらの案件について、府と府社協が協同して調査を実施し、回収可能と考えられる金額を確定させる予定である（意見番号53）。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>債権名</th> <th>債権総額</th> <th>内、将来負担として集計した額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府高齢者住宅整備資金貸付金</td> <td>37,993</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金</td> <td>17,434</td> <td>17,434</td> </tr> <tr> <td>大阪府介護福祉士等修学資金貸付金</td> <td>103,609</td> <td>103,609</td> </tr> <tr> <td>大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金</td> <td>48,009</td> <td>48,009</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>207,045</td> <td>169,123</td> </tr> </tbody> </table>	債権名	債権総額	内、将来負担として集計した額	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	37,993	71	大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	17,434	17,434	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金	103,609	103,609	大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金	48,009	48,009	合計	207,045	169,123	
	債権名	債権総額	内、将来負担として集計した額																	
	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	37,993	71																	
	大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	17,434	17,434																	
	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金	103,609	103,609																	
大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金	48,009	48,009																		
合計	207,045	169,123																		

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>④ 大阪府介護福祉士等修学資金貸付金について 【福祉部】</p> <p>当該貸付金は、大阪府が管轄する所定の施設等に従事する介護福祉士等の充足を目的として、将来当該施設等にて勤務しようとする者に対して、介護等の業務に一定期間（原則7年間）以上従事すれば返済を免除するという条件で、修学資金を貸与するものである。平成5年度に制度が創設され、平成20年度をもって新規の貸付けは終了しているため、現在は債権の管理だけ行われている。</p> <p>当該債権について、検討したところ、介護等の業務に従事していることを毎年度確認しているが、債務者の一部から回答がなく、所属において現況の把握ができていないものがあるため、<u>当該所属が行った当該債権の回収可能性の判断については、疑義が残る（意見番号58）。</u></p> <p><u>全ての債務者について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうかの把握を行うべきところ、一部に漏れがあるため、返還を求めるべき事案に係る収入の調定ができていないものがある可能性がある（意見番号59）。</u></p>	<p><参考></p> <p>債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を毎年度実施しているが、当該調査に回答しない者及び所在が不明な者が平成26年度当初19名いた。この19名の貸付総額を貸倒懸念債権として位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上した（意見番号58）。【過去に措置済み】</p> <p>債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を平成29年度も実施しているが、現時点で当該調査に回答しない者が6名いる。これらの者に対して、現在、連帯保証人宛に通知文書を送付するとともに債務者及び連帯保証人の自宅訪問を行い、債務者個々の状況把握に努めている。 （意見番号59）</p>
<p>⑤ 大阪府母子福祉小口資金貸付金について 【福祉部】</p> <p>当該貸付金は、大阪府における母子家庭並びに寡婦に対して必要な貸付けを行うために、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に対して貸し付けられたものである。昭和52年から制度が開始し、昭和63年に至るまで複数回貸付けが行われている。昭和63年8月4日の大阪府母子福祉小口資金貸付契約書において、同連合会が大阪府に対して貸付金総額として35,500千円の債務を負っていることを双方で確認し、これまで残高の変動なく現在に至っている。返済期限や貸付金の返還方法は具体的に明示されておら</p>	

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>ず、同契約書によれば、契約の期限は事業の廃止までの日とされ、事業を廃止した場合には資金の返還について両者の協議のうえ行うものとされている。</p> <p>同契約書第4条第1項の規定に従い、同連合会は毎年の貸付けの状況を大阪府に報告していることから当該報告の内容を検討したところ、平成23年度末から平成24年度末にかけて新たに同連合会から地区母子会への貸付けは行われておらず、同連合会に19,021千円ほどの資金が留保されていた。</p> <p><u>所属は、本事業において平成24年度末現在19,021千円ほどの資金が同連合会内部において留保される現状でもなお、同連合会に対して35,500千円の貸付けを継続する必要性を改めて検討すべきであると考え（意見番号60）。</u></p>	<p>平成27年度に（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会において、全ての母子会に対し、既存の貸付残高（債権）の回収状況及び回収見込み、今後の新規貸付ニーズ、不良債権化した場合のリスク負担等を個別に聞き取り調査をし、平成28年度に取りまとめを行ったところ、貸付資金については平成28年度末現在、同連合会が26,463千円留保しており、債権については、9,037千円という状況となっている。</p> <p>今後、債権9,037千円への対応を検討しながら、貸付けの継続について検討を行う。 （意見番号60）</p>
<p>⑥ 大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金について 【福祉部】</p> <p>当該貸付金は、大阪府下における身体障がい者の自立の促進と生活の安定を図ることを目的として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下、「大阪府社協」という。）が行う貸付事業に必要な資金を貸し付けたもの。</p> <p>昭和47年に制度が開始してから、総額で250,500千円の貸付けが無利息で行われているが、平成24年度末でなお48,009千円の貸付金の残高がある。本制度は昭和61年に終了している。</p> <p>事業の実施主体は大阪府社協であるため、大阪府社協から借主に貸付けされ、借主からの返済額をもって大阪府に償還される。</p> <p>（イ）回収可能性の判断について 過去5年間の当該貸付金の残高の推移は次のとおりである。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要						措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
（単位：千円）						
回次	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
残高	48,729	48,534	48,180	48,111	48,009	
<p>上記のとおり、過去5年間で償還を受けた額は1百万円にもみ たない状況である。所属へのヒアリングによれば、制度開始後既 に40年以上経過しようとしている状況で、債務者も相当高齢化が 進んでいるとのことであり、今後当該債権の回収整理に向け検討 を進めているとのことであったが、現状当該債権は全額回収可能 であると判断されている。しかしながら、大阪府社協から借主へ の貸付けの条件は、貸付け後1年間の措置期間を置き、その後8 年以内に償還するというものであることから、客観的にみても今 後の回収は相当難しいものと考えられる。これらの状況を受け、</p> <p><u>当該債権については、少なくとも、全額回収可能で あるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を 判断すべきであったと考える（意見番号61）。</u></p> <p>（ロ）大阪府社協に対する調査や報告の必要性について</p> <p>大阪府社協と締結されている大阪府身体障がい者更生資金特 別貸付金貸付契約書第4条第2項には、本貸付けについて必要な 調査をし、報告を求め必要な指示をすることができることと規定され ているものの、少なくとも本監査の対象年度である平成24年度中 の記録からは過去に大阪府社協に調査等が行われた実績はなか った。この点について、所属へのヒアリングによれば、平成25年 度からは債権の回収に向け、大阪府社協と連携を進めながら、ま</p>						<p>当該貸付金については償還期限を 大幅に経過しており、かつ、貸付対象者は身体障 がい者であり、事業を営むに必要な資金の融資を他か ら受けることが困難であることから、意見のとおり、 回収が難しいケースが多いと認識している。 （意見番号61）</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>ず債務者の現況を精査し、債務者の現状を正確に網羅的に把握するための取組みをしているとのことであった。本債権について、将来に府民の負担が生ずる結果とならないように、 <u>過去に大阪府社協の債権管理や債権回収に係る事務について所属が更に掘り下げた調査をし、報告を求めるところも必要であったと考える（意見番号62）。</u> (ハ) 貸付金と未収金の勘定科目の使い分けについて 大阪府の決算上、貸付金については、返済期限を迎え歳入の調定を行ったもののうちその収入が未済となったものが未収金として認識される。 しかしながら、そもそも本貸付金について、大阪府社協から借主への貸付期間は、最大でも9年であることから実質的に大阪府社協との間の返済期限は到来しているものと考えるのが適切である。現状は債務者が大阪府社協に貸付金を返済して大阪府に報告のあった時点で調定を実施しているが、大阪府社協が債務者に対する貸付金を全額未収入金として取り扱っている状況は、大阪府にとっても実質的には返済期限が到来し、収入の未収が発生している状況と考えるべきである。そこで、現状貸付金として認識されている48,009千円については、本来、過去に収入の調定を実施すべきものであったと考えられる。そこで、<u>改めて既存の取扱いの是非について検討されたい（意見番号63）。</u></p>	<p>平成25年度より府社協と債権管理等についての打ち合わせを実施しており、平成26年度は債務者の居所確認を行うように府社協に依頼し、平成27年度においても再度の所在確認及び催告書の送付を府社協に依頼した。 平成28年度に府社協が追跡可能な範囲内での所在確認及び催告書の送付が終了したものの、債務者死亡等により、府社協では調査不可能な案件が複数件残っている。今後は現在分納中の案件について報告を受けるとともに、府と府社協が協同で債務者の所在調査を実施し、新たに判明した案件について府社協において債権回収を行う予定である。（意見番号62） 現在も府社協より貸付金の返済がなされているものの、未だ未収金が残っていることから、今後の処理方針について大阪府社協と調整を行っているところである。（意見番号63）。</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>										
<p>⑦ 大阪府社会福祉事業振興対策貸付金について【福祉部】</p> <p>本貸付金は、大阪府下における民間社会福祉施設の事業の振興に資するため、必要な資金を貸し付け、社会福祉事業の振興を図ることを目的として、大阪府が（社福）大阪府社会福祉協議会に対して貸し付けたものである。直接の貸付先は（社福）大阪府社会福祉協議会であるが、同協議会は大阪府の承認を経て設けられた規程に基づき、大阪府からの借入を原資にさらに大阪府下の社会福祉法人に貸付けされている。</p> <p>平成24年度末現在、大阪府社会福祉事業振興対策貸付金として同協議会に対する貸付金の残高総額989,718千円のうち、同協議会から社会福祉法人には約686,383千円が貸付けられており、大阪府の貸付金の約3割に相当する約303,335千円が同協議会の内部に留保されている状況。</p> <p><u>本事業において平成24年度末現在で約303,335千円の多額の資金が（社福）大阪府社会福祉協議会に留保されている。所属は、現状の貸付けのニーズを十分に踏まえ、留保額の大阪府への繰上げ償還の検討を進めるべきである（意見番号64）。</u></p>	<p>府社協と協議を行った結果、本貸付は平成22年度以降、新規の貸付実績がないという状況を踏まえ、平成33年度末に償還予定の202,000千円を平成25年度末に繰上げ償還させた。</p> <p>また、府社協と再度協議を行った結果、平成29年度以降は以下のとおり償還を行うことで合意を得た。なお、今年度中に協議内容について、変更契約を行う予定である。（意見番号64）</p> <table data-bbox="1270 890 2080 1171"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>245,395千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>45,395千円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>45,395千円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>46,095千円</td> </tr> <tr> <td>平成33年度以降</td> <td>貸付先である法人から府社協が返還を受けた額（年度末時点の元金の合計）</td> </tr> </table>	平成29年度	245,395千円	平成30年度	45,395千円	平成31年度	45,395千円	平成32年度	46,095千円	平成33年度以降	貸付先である法人から府社協が返還を受けた額（年度末時点の元金の合計）
平成29年度	245,395千円										
平成30年度	45,395千円										
平成31年度	45,395千円										
平成32年度	46,095千円										
平成33年度以降	貸付先である法人から府社協が返還を受けた額（年度末時点の元金の合計）										

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
7. 固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果	
(2) 検討の結果	
<p>② 処分費用見込額の見積りに当たっての指導について【財務部】</p>	<p>大阪府の減損処理取扱要領によれば、減損の認識に用いられる正味売却価額は「資産の時価から処分費用見込額を控除して算出される価額」（要領第2条（4））、処分費用見込額は「類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報を参考に見積るもの」（要領第2条（6））とされている。</p> <p>平成24年度の減損会計の全適用事例を検討したところ、その全てにおいて処分費用見込額は見積困難とされており、いずれのケースにおいても処分費用見込額は見積もられていなかった。</p> <p><u>財産活用課は、減損処理取扱要領に「処分費用見込額」が定義付けられた趣旨を十分斟酌し、今後各部署等が処分費用見込額を適切に見積もることができるよう、指導することが望まれる（意見番号78）。</u></p> <p>処分費用見込額については、一律に見積もることはできないため、各部署等が、減損の認識の際に、個別の財産ごとに類似の資産に関する過去の実績の有無を確認するなど、減損処理取扱要領に基づき適切に見積もることができるように、必要に応じて助言や指導を行う。（意見番号78）。</p>

平成27年度包括外部監査「意見」について講じた措置等の状況(見解・今後の対応の方向性)

【監査テーマ】

福祉部を中心に、「子ども施策」に関する事業の執行及び財務事務について一児童虐待に関連する事業を重点に一

【「意見」総括表】

【平成30年3月14日現在】

項 目	件数	意見		
		前回までになされた措置済みの件数	今回の報告分	
1. 大阪府各部局による虐待防止施策について	7	3	4	
2. 大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について	(1)子ども家庭センター職員の勤務負荷改善の必要性			
	(2)子ども家庭センターへの警察官OBの配置について	1	1	
	(3)専門家の活用	1	1	
	(4)要保護児童対策地域協議会	3	1	2
	(5)児童家庭支援センターの活用	2		2
3. 児童虐待に関する情報の活用	(1)児童相談ITナビシステムの管理・運用状況	3	1	2
	(2)児童虐待に関連する情報システムの連携について	2	1	1
4. 人材育成	10	6	4	
5. 社会的養護	2	1	1	

(注)意見…監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
第3章 監査の結果及び意見	
第2款 大阪府各部局による虐待防止施策について	
第1. 福祉部による「虐待防止施策」	
<p>1. 「虐待防止施策」の事業に係るコスト</p> <p>【福祉部】 【会計局】</p>	<p><u>大阪府は、児童虐待の取組について府民の理解がさらに深まるよう、大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書には、その記載対象事業が児童虐待防止施策は複数の組織に関係するため、人件費も含めたコスト及び事業目標とその達成状況・事業効果などを記載できるよう体制を整えるべきである。</u></p> <p><u>また、大阪府は、大阪府新公会計制度上、複数の組織に関係する事業においても大阪府全体としてコストを把握し、事業分析をすることが可能となるよう、今後全庁的な課題として検討することが望ましい。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（意見1）</u></p> <p>大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づき、当該年度の大阪府及び市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況を報告する年次報告書は、複数の部局において実施された事業について、福祉部がそれらを取りまとめ、作成・公表をしている。</p> <p>監査の実施に当たって、当該報告書に記載されている事業を対象として、それらの内容を検討した結果、前述のとおり実施事業の内容及び当該年度の事業実績のみが記載されているのみで、報告されている事業についてそれに要したコストの記載がなく、ど</p> <p>【福祉部】 大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書では、条例制定の経緯や特徴、府や市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況を掲載している。</p> <p>また、児童虐待相談の状況や同条例関係データを掲載するなど、児童虐待の取組について広く府民の理解が得られるよう掲載内容を精査してきた。</p> <p>加えて、平成27年度及び平成28年度事業についての同報告書には、府民の理解がさらに深まるよう、記載対象事業の決算額を明記した上で公表した。</p> <p>今後公表する同報告書についても決算額を明記していく。</p> <p>監査意見については、意見内容を実現するための体制整備や関係部局間での調整に係る費用や時間をふまえ、府民の理解をさらに深めるにはどうすべきかを念頭に、報告書の掲載内容の検討について引き続き取り組む。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>の程度の事業規模なのかが報告書では知ることができなかった。また、例えば人権相談事業のように、事業実施の趣旨、内容の詳細を聴取しなければ、児童虐待防止に寄与するものかどうか直ちに判断できない事業も見受けられた。これでは、事業実施に要したコストと児童虐待防止のためにどのような観点で事業を行ったのか、また事業実施の結果どのような効果がもたらされたのかなど、大阪府子どもを虐待から守る条例の趣旨に沿った事業実施ができていないのが理解できず、十分な説明がなされているとは言えない。</p> <p>大阪府子どもを虐待から守る条例の趣旨を達成すべく大阪府は多額の予算を投じていることから、年次報告書には、同条例の趣旨に適った児童虐待防止のために実施した事業の内容と共に事業実施に要したコストや、事業の具体的な目標とその達成状況・事業効果などを記載されるような体制が整えられるべきである。また、コスト集計にあたっては職員人件費もその範囲に含めるよう検討すべきである。</p> <p>さらに、そのような体制に基づいて得られた結果を踏まえ、各部署における課題や改善した事項などを年次報告書において開示し、大阪府の児童虐待に係る取組について府民の理解がさらに深まるよう、記載内容の充実が図られるべきである。</p> <p>大阪府は、平成36年度を目標として10年間の取組計画である大阪府子ども総合計画を策定し、取り組んでいる。その個別具体的な項目として「児童虐待の防止」を掲げており、その進捗管理は福祉部が行っている。年次報告書において報告する際には当該総</p>	<p>【会計局】</p> <p>本府の新公会計制度では、各部署において事業毎の人員情報など必要な情報を入力すれば、個別事業単位でのフルコストが算定できるフォーマットを整備している。</p> <p>また、事業毎の財務指標を用いて、各事業の課題等を分析する「指標分析の手引き」を平成29年3月に策定し、平成29年度には専門家を招き、この手引きを活用して、事業分析の研修を実施するなど職員の分析スキルの向上に努めている。</p> <p>複数の組織に関係する事業においても、こうしたツールを活用することで、事業のフルコストや事業分析は可能と考えており、今後、各部署の要請に応じ、必要な支援を行っていく。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
	合計画において進捗管理との関連性についても分かりやすい記載について検討されたい。	
第2. 健康医療部（医療・保健の現場における虐待予防）		
3. 大阪府における妊娠から乳幼児期の虐待予防の取組		
(2) 児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策【健康医療部】	<p>大阪府は、「にんしんSOS」相談窓口の普及啓発につき、一層の充実を図るとともに継続的に実施されたい。（意見3）</p> <p>「にんしんSOS」相談窓口は、開設から4年が経ち、相談件数を見てもある程度周知されてきたと考えられる。相談窓口の周知は、相談窓口の委託業務の一部である周知活動（府広報誌や保健所等への啓発チラシの掲示、配架等）と、別途大阪府が国庫を活用して実施する相談窓口普及啓発事業（バナー広告、バス広告、リーフレット作成及び学生等への配布等）により行われてきたが、後者は、国庫を活用しており、毎年度実施されるとは限らない。</p> <p>相談件数の推移をみると、平成25年度までは増加していたが、相談窓口普及啓発事業を実施しなかった平成26年度は減少している。減少の理由は、分析されていないため一概には言えないが、相談窓口業務委託の範囲での周知活動のみでは十分周知されていないことも懸念される。</p> <p>大阪府は、当該相談窓口の普及啓発（委託事業による実施分除く。）を、毎年度実施することとはされていないが、継続的に実施すべきと考える。とはいえ、財源が限られることも考えられる</p>	<p>「にんしんSOS」相談窓口の普及啓発については、委託事業者によるホームページの運営、チラシ配布等に加え、府ホームページ・府政だより・情報ラック等の府広報媒体の活用やオレンジリボンキャンペーンによる周知など継続的に実施している。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（市町村事業）【健康医療部】</p> <p>大阪府は、<u>乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）</u>において、<u>ケース対応会議の開催状況等</u>について把握するとともに、<u>訪問者への研修を一層支援すべきである。</u>（意見5）</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育相談等を行う広く一般を対象とした子育て支援事業であるが、養育支援訪問等適切なサービスにつなげることで児童虐待の発生を予防する効果も期待されている。市町村事業ではあるが、社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、大阪府は指導監督する立場にあり、実施要綱を定めて各市町村から実施状況の報告を受け、適切に事業が運営されているかどうかを調査確認しているとのことである。実際、厚生労働省の乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインに準拠しているかどうか等を報告書類により確認されていた。</p> <p>しかし、具体的に訪問者から市町村乳児家庭全戸訪問所管課にどのような報告がなされ、必要な場合にケース対応会議が開催され、支援の要否が適切に判断される仕組みとなっているか、その仕組みが機能して、必要な支援が漏れなく行われているかを把</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）においては、実施要綱等に基づき適切に実施されるよう市町村等に周知徹底するとともに、社会福祉法第70条に基づく実施状況の届出のほか、大阪府が策定した「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」に基づく実施状況調査により開催状況等を把握した。</p> <p>また、訪問者研修企画担当者を対象とした研修会を開催し、市町村において訪問者を対象とした研修が効果的に実施されるよう支援した。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>握、検証しているわけではない。平成26年度は、支援が必要と判断された割合は高まっており支援件数も増加しているが、増加要因も分析されておらず、支援件数が増加しても適切に支援できているかも確認されていない。問題が生じる前に問題が発生しないように指導することも大阪府の役割といえ、定期的に各市町村が乳児家庭全戸訪問事業をどのように運営しているか（訪問者からの報告内容、ケース対応会議の対象とする基準や支援方法等）を把握し、課題がある場合には、指導支援されたい。</p> <p>また、上記のとおり市町村の乳児家庭全戸訪問における訪問者は、保健師のほか、助産師、看護師、保育士、児童委員、子育て経験者等幅広く、人の異動も多いため、経歴及び能力もまちまちと考えられる。大阪府は、市町村から提出される実施状況報告書等の報告書類で、各市町村が訪問者にどのような研修を実施しているかは把握されているとの説明を受けたが、大阪府や市町村も定期的に研修を行っている保健師ですら、人事異動や経験の浅さから全員が同じ視点を共有するのが困難な状況である。適切な支援につなげるには訪問時点で支援が必要な可能性のある家庭を漏れなく察知することが大前提である。社会福祉法における第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、この事業を担う職員に対しては都道府県に訓練の義務がある（社会福祉法第21条）ともいえ、大阪府においても、保健所が主催する研修の活用等、研修機会の提供や講師の派遣を行う等、訪問者の能力の向上を一層支援すべきであると考ええる。</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>【健康医療部】 <u>大阪府は、乳児家庭全戸訪問事業については、市町村における対象事業の実支出額の内容も調査し、事業実施の適切性に加え、大阪府の補助金額の適正性を検証されたい。（意見6）</u></p> <p>乳児家庭全戸訪問事業は、市町村における対象事業の実支出額（国庫補助基準額が上限）の3分の1を大阪府が負担するものである。大阪府は、大阪府が定めた届出等実施要綱にある報告書類を入手し事業運営の状況を調査しているが、この報告書類では、実績報告に対象事業の実支出額の記載がなく、実支出額の内容は把握されていない。</p> <p>また、国の補助金交付要綱で求められる精算報告では、対象事業の実支出額及び国庫補助基準額、及びその算定基礎情報はあがるが、対象経費の実支出額の内訳や算出根拠はない。</p> <p>実支出額が国庫補助基準額を上回ることが明らかな事業であれば、補助金の支出要件と国庫補助基準額のみ確認すれば足るかもしれないが、吹田市のように国庫補助基準額（981万円）より実支出額（33万円）が大幅に下回る市町村もある。このような状況で、実支出額の内訳も確認せずに、実支出額及び大阪府が負担する補助金額が適正であると判断できるとは考えにくい。また、あまりに事業費が少ない場合には、適切に事業がなされたかにも留意すべきであろう。国の補助金交付要綱では、所定の報告書類でわかる範囲でのみで適正かを審査すれば足るかもしれないが、当該事業は社会福祉法における第2種社会福祉事業でもあり、大阪府の届出要綱に基づく報告書類に、内訳費目別の予算・実支出</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業における補助金については、国庫補助要綱等に定められた様式により各市町村から提出された書類をもとに審査し、適正であることを確認し支出している。</p> <p>なお、御指摘のあった吹田市については、国庫補助基準額に比べ対象経費（実支出額）が少額となっているが、民生・児童委員の協力により事業を実施したものであり、乳児家庭全戸訪問事業としては、事業実施・補助金支出ともに適切であることを確認済みである。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
	額の対比表を加え、予実差または国庫補助基準額との差が大きい場合には、内容を確認する等、大阪府が負担する金額の適正性を検証すべきである。	
第3款 大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について		
第5. 要保護児童対策地域協議会		
7. 意見 【福祉部】	<p>大阪府は、平成27年度において、市町村要保護児童対策地域協議会運営のガイドライン策定作業を行っているが、過去の死亡事案等検証結果報告書での具体的提言も踏まえ、個別ケース検討会議の開催判断、台帳登録の意思決定の判断、進行管理台帳におけるプライオリティーの付け方、状況の変化に応じた見直しをするなど進行管理の徹底、リスクマネジメント機関を位置づけるなど各関係機関の役割の明確化などを織り込んだガイドラインとなるよう努めるべきである。また、ガイドラインについてはその後の各自治体での運用状況や意見を踏まえ改善を継続的に行っていくべきである。（意見15）</p> <p>大阪府は平成27年度中の実施に向けて要保護児童対策地域協議会運営のガイドラインの策定作業を行っているが、その際には、過去の死亡事案等検証結果報告書の具体的提言も踏まえ、上記記載の内容を含むガイドラインとなるよう努めるべきである。また、市町村によって、その規模や職員構成、児童虐待事案の多</p>	<p>平成28年1月に策定した大阪府「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」では、死亡事案等検証結果報告書や市町村アンケート、ヒアリング結果、市の職員も参画いただいたガイドライン策定ワーキングでの検討経過等をふまえ、要保護児童対策地域協議会の運営に関し、支援のフローを示し、それぞれの段階で取り組むべき事項を具体的に示している。</p> <p>例えば、リスクマネジメント機関を位置づけるなど役割分担を明確にし、状況変化に応じた見直しをするなどの進行管理の徹底について示している。</p> <p>平成28年度は、ガイドラインの運用状況に関し、市町村ヒアリング及び市町村アンケートを実施。</p> <p>加えて、平成28年の改正児童福祉法を踏まえた大阪府市町村児童家庭相談援助指針（相談担当者のためのガイドライン）を平成29年度中に策定し、年度内に府内市町村に周知する。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>寡など事情は異なるので、ガイドラインを一旦策定した後も、各市町村での運用状況や意見を定期的に調査するなどして、改善を継続的に行っていくべきである。</p>	
<p>【福祉部】</p> <p><u>大阪府は、各市町村から、各市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に掲載された案件のデータの提供を受け、そのデータ分析を踏まえ、各市町村の要保護児童対策地域協議会事務局の実情に応じた後方支援をより一層行うと共に、各市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局の人材育成により一層取り組むべきである。（意見16）</u></p> <p>前記の大阪府の調査結果によっても、各市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局は、経験の必ずしも豊富でない少数の職員が、多数の児童虐待事案を担当せざるを得ない状況にあることが明らかにされている。</p> <p>この点、児童福祉法では、都道府県は、市町村が児童福祉法第10条1項各号の業務（①児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること、②児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと、③児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと）を実施するに当たって、市町村間相互の連携調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行う業務を行わなければならない（同法第11条第1項第1号）、必要があれば市町村に対して助言を行うことができる（同法第11条第2項）。また大阪府子ども</p>	<p>全市町村からデータの提供を受けることは、セキュリティを含め技術的な課題が大きく、システム改修には莫大な費用がかかると思われる。</p> <p>また有効なデータ分析とするためには、正確に詳細な情報を速やかに入力する必要があるが、各市町村とも児童虐待対応や要保護児童対策地域協議会の運営に奔走している中、さらに人材を確保しなければ難しい状況（人件費の問題）。</p> <p>加えて、氏名等の特定情報を削除したとしても、ある程度具体的な内容を把握しなければ、有効なデータ分析とはならないため、市町村からの個人情報提供となり、法的な課題も大きい。</p> <p>上記の課題解決のため、情報共有を可能とするためのシステム導入や法体系の整備に関して国へ要望するとともに府内市町村に対してはL G W A Nネットワーク等を利用した情報共有について働きかけた。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>を虐待から守る条例においても、大阪府は、市町村の子どもを虐待から守る施策を支援する責務を負っており（同条例第4条第5項）、より具体的には、市町村が行う子育てに関する情報提供や相談業務に関して専門的な知識及び技術の提供を行うこと（同条例第11条第3項）、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うこと（同条例第12条）、子どもの安全確保のため必要があると認めるときには市町村と子どもや家庭に関わる情報を共有し活用すること（同条例第13条）、市町村等の人材育成を図るため専門的知識及び技術に関する研修等を実施すること（同条例第20条第1項）、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため必要な支援を行うこと（同条例第21条）などが定められている。</p> <p>このように、大阪府は、大阪府全体の児童虐待防止のための施策を立案し、市町村に対して情報を提供していくべき立場にある。もちろん大阪府はこれまでも要保護児童対策地域協議会の事務局の実情に応じた後方支援や人材育成に取り組んできている。しかしながら、各要保護児童対策地域協議会で取り扱った進行管理台帳については、各子ども家庭センターがそれぞれの管内市町村から紙ベースで受取っているだけであり、大阪府全体でどのような案件が進行管理台帳に登載されているのか、その傾向はどのような点にあるのか、有効な対策はどのようなものであったのか、逆に対策が遅れたケースはどのような点に原因があったのか、など分析は一切されていない。前記のとおり、平成26年度だけでも実務者会議で新規登録された人数は、要保護児童合計3634</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>人、要支援児童1710人、特定妊婦552人とのことであり、毎年この貴重なデータが集積できる機会を逸しているともいえる。</p> <p>この点、厚生労働省社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の平成27年11月27日会議での報告書案（たたき台）でも、統計・データベースの整備について、「制度や施策を進めていくためには適切にデータを集める必要がある。また、そのデータが公開され、多くの研究・検討がなされて、よりよい制度・施策につなげることも必要」である、として、①地域での情報共有に役立つデータベース（保健と福祉の情報の共有を含む）の構築と、②国としての制度・施策等の向上に役立てるためのデータベースの構築（個人識別情報を含まない。）、の2つのデータベースとその連動を検討するとされている。</p> <p>大阪府としても、各市町村に要保護児童対策地域協議会事務局に対して、もう一步踏み込んだ後方支援や研修などの人材育成を行うのであれば、各市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登載された案件のデータ分析を踏まえて行うべきである。データ提供の際の個人情報保護の重要性は当然のことであるが、USB以外の方法により提供を受けたり、住所氏名は匿名化する等、いくらでも工夫をすることは可能であろう。</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
第6．児童家庭支援センターの活用	
<p>3．意見 【福祉部】</p>	<p><u>現在の児童家庭支援センターから大阪府に提出されている事業報告書は、相談の中で多数を占める電話相談が大阪府内のどの地域の住民から来ているのか報告を求めているなど、年間委託費に見合った役割を効果的に果たしているのかどうか検証することが困難である。</u></p> <p><u>大阪府は、本来、児童家庭支援センターが果たすべき役割をより明確にした上で、事業効果が検証できるよう、委託先に対して相談内容に応じてより詳細な事業報告を求めるとともに、事業内容に応じて利用者側の評価も把握できるよう工夫すべきである。</u></p> <p style="text-align: right;">（意見18）</p> <p>現在の児童家庭支援センターの事業実績報告書を見ると、岸和田子ども家庭センターの管内にある大阪府南部の市町村の要保護児童対策地域協議会などと連携をとり、これら市町村の求めに応じて研修なども実施していることが窺えるが、他方、相談事業が大阪府の他の地域からも来ているのか委託先に報告を求めおらず、統計上明らかではない。このため、大阪府の全域の市町村の児童相談や児童虐待対応等を、現在の児童家庭支援センターが効果的に補完できているのか否か不明と言わざるを得ない。</p> <p>年間委託費は1188万円（消費税込）と他の事業に比して決して小さな金額ではなく、その費用に見合った役割を効果的に果たし</p> <p>児童家庭支援センターにおける電話相談に関しては、相談者の安心感が損なわれない範囲で、できる限り地域を把握し、平成29年度の事業報告書に反映するよう依頼している。</p> <p>児童家庭支援センターが果たすべき役割については、最寄りの岸和田子ども家庭センター及び周辺市町村と意見交換、検討を重ねるとともに、委託先との意見交換も重ねてきた。</p> <p>事業の充実に向けて、平成29年度中に事業報告書の様式を見直し、平成29年度報告からは見直した様式をもとに詳細な事業報告を求めていく。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
	<p>ているかどうかを検証するには、現在の事業実績報告書の内容は不十分であると言わざるを得ない。大阪府の説明では、相談者が大阪府内のどの地域の住民か把握していないのは、電話相談などでは相談者の住所を聞きづらいケースもあるためやむを得ないとのことであったが、全てのケースで住所を聞けないわけではないであろうし、単にそのような発想から統計を取ろうとしていないだけに過ぎないのでは、との疑問はぬぐえなかった。また、児童家庭支援センターの事業が効果的に行われているかについては、利用者側（相談をした住民、連携をとっている自治体、研修受講者など）の評価が欠かせないと思われるが、その点も十分に行われている形跡がない。</p> <p>よって、まずは大阪府としては、本来、児童家庭支援センターが果たすべき役割をより明確にした上で、事業効果が検証できるよう、委託先に対して相談内容に応じてより詳細な事業報告を求めるとともに、事業内容に応じて利用者側の評価も把握できるよう工夫すべきである。</p>
【福祉部】	<p>大阪府は、意見18に記載した事業評価のための工夫を行った上で、<u>現在の児童家庭支援センター事業が、大阪府内全域の市町村や子ども家庭センターの補完的役割を現実にどの程度果たしているのかを改めて検証し、財源の適切な分配という観点から、児童家庭支援センターの運営を現在の委託先にのみ今後も継続して委託するのが望ましいのか、それとも複数の児童家庭支援センターを設けるのが望ましいのか、委託金額は</u></p> <p>上記同様、平成28年度において、現在の委託先及び最寄りの岸和田子ども家庭センター、周辺市町村と意見交換を重ねており、今後の児童家庭支援センター事業について再検討を進めてきた。</p> <p>また、平成28年9月1日付厚生労働事務次官通知「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」により、実際に対応した相談件数に応じて事業費を支払うこととした。加えて、児童</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p><u>現状のままで妥当なのか等を含めて、再検討をすべきである。（意見19）</u></p> <p>ア．現在の児童福祉法や児童虐待防止法では、児童虐待の通告窓口としては各市町村も位置付けられており、その役割が重要となっている。</p> <p>それに伴って児童家庭支援センターの役割も、子ども家庭センターが行う市町村の児童家庭相談等を援助する役割を補完する点に重点が移行してきている。</p> <p>この点、大阪府内の市町村の虐待対応担当窓口担当者の業務経験年数は、平成27年5月実施の状況調査によれば、第5款「人材育成」の224頁で後述するように、全ての合計の平均では、業務経験年数0～1年の職員割合は26%、1～3年未満が31%で、3年未満の割合が57%と6割近くとなっており、東大阪子ども家庭センター管内の3市町村の平均では0～1年の職員割合22%、1～3年未満が48%で、3年未満の割合は70%となっている。</p> <p>業務経験年数5年以上の職員は全ての合計の平均では24%であるが、東大阪子ども家庭センター管内の3市町村では11%と低い数字となっている。</p> <p>また、職員のうち児童福祉司の資格保有者の割合は全ての合計での平均では19%であるが、中央子ども家庭センター管内の7市町村では35%、富田林子ども家庭センター管内の9市町村では8%と、格差がある。</p> <p>さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関職員との兼任</p>	<p>家庭支援センターの一部業務見直しを行うとともに、平成30年度の予算については、同通知及び見直した業務に見合う予算額を確保したため前年度予算額より減額となっている。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>割合も全ての合計での平均で71%と高くなっている。</p> <p>市町村の虐待対応担当窓口担当者も比較的短期間で異動するケースも多いため、今後もこの傾向は継続する可能性が高いと言わざるを得ない。</p> <p>このような点から、市町村の役割を民間の社会福祉法人等の専門的知識と経験を活用して継続的に補完する児童家庭支援センターの役割はこれまでより注目されてよい。</p> <p>イ．平成27年8月28日付厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待防止策のあり方に関する専門委員会」報告書においても、児童家庭支援センターにつき、子ども・子育て支援から家庭支援まで地域で幅広く相談に応じることによって役割が不明確となっている現状を改善し、その役割を明確化しつつ、設置数の拡大と更なる機能強化が必要とされているところである。</p> <p>また、他の自治体の事例としても、神奈川県横浜市が全18区での児童家庭支援センター設置を目標にして、平成27年度に新たに公募を行う等、動き出している。</p> <p>ウ．この点、前記のとおり、大阪府においては児童家庭支援センターは大阪府南部の貝塚市に1か所のみが設置されている状況であるが、大阪府の今後の方針としては、児童家庭支援センターは現状の1か所で足りており、どちらかと言えば市町村の役割をスキルアップしていくとの説明であった。</p> <p>確かに、大阪府の市町村の役割を重視するとの方向性自体は理解できるが、市町村窓口担当者の業務経験年数が浅い人が多</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>く、しかも比較的短期間で異動するという現実のなかで、それだけで十分なのか、民間の専門的知識を継続的に活用することにより、より効率的かつ有効に児童虐待防止などの施策に取り組めることができる事になるのではないかな等は、より緻密に検証されるべきである。現場で市町村の対応を補完する役割も果たしている子ども家庭センターの虐待対応課の職員の時間外労働時間数を見ると、第3款の第1「子ども家庭センターの現状」（141頁）で述べたように、1人当たりの月間平均で、中央が42.3時間、岸和田が54.7時間、池田が39.2時間、吹田が75.6時間、東大阪が79.1時間、富田林が49.4時間となっている。子ども家庭センターが行う市町村の児童家庭相談等を援助する役割を、児童家庭支援センターがより適切に補完することができるようになれば、子ども家庭センターが重篤な案件により注力することが出来るようになる可能性もある。監査人は、指摘2で述べたように、子ども家庭センターについては、人員の増員を含めてより一層の機能強化が必要と考えているが、他方、人員を増やすことは将来分も含めると多くの費用を要することとなる。とすれば、財源の適切な分配という観点からも、児童家庭支援センターのように民間の社会福祉法人等専門的知識と経験を活用するコストと、子ども家庭センターの人員を増員するコストとを比較し、今後の大阪府の児童虐待対応のあり方を検討していく必要がある。</p> <p>エ. これらから考えれば、大阪府としては、まずは、児童家庭支援センターからより詳細な事業報告書を求めるとともに、利用</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>者側の評価も把握できる仕組みを工夫した上で、現在の児童家庭支援センターが大阪府全域の市町村や子ども家庭センターの役割の補完という観点や、民間の専門的知識や経験の活用という観点から、効果的な役割を果たしているのか検証を行い、財源の適切な分配という観点からも、児童家庭支援センターの運営を現在の委託先にのみ今後も継続して委託するのが望ましいのか、それとも複数の児童家庭支援センターを設けるのか望ましいのか、委託金額は現状のままで妥当なのか等を含めて、再検討をすべきである。</p>	
<p>第4款 児童虐待に関する情報の活用</p>	
<p>第2. 児童相談ITナビシステム（福祉部・子ども家庭センター保有情報）の管理・運用状況</p>	
<p>3. 指摘・意見 【福祉部】</p>	<p><u>大阪府は、電子化により効率化できる業務と紙媒体による保管が有効な業務を精査し、児童相談ITナビシステムを活用することなどにより、業務の電子化を促進する必要がある。（意見20）</u></p> <p>前述のとおり子ども家庭センターにおける児童虐待対応業務に係る資料は紙媒体が中心であり、児童相談ITナビシステムの開発目的であった業務の電子化は達成されていない。</p> <p>なお、中央子ども家庭センターにおいてヒアリングを行った際、児童相談ITナビシステムの主な用途は児童記録の検索及び行政文書等作成であるとの見解も示されている。確かに児童相談ITナビシステムに児童情報等を登録することで自動的に番号が付され、この番号に基づき児童記録が作成されることからする</p> <p>業務の電子化における業務効率面については、調査・設計・開発の経過の中で、面接など実際のケース対応に要する時間と、システム入力も含めた事務処理に費やすことが可能な時間の比重を考慮し、業務効率を優先し、現在のレベルとしたものである。</p> <p>また、情報管理面並びに開発及び保守運用コスト面については、児童記録は紙媒体の方が一元管理しやすく、決裁も迅速であり、写真データ等のみならず警察からの通告書等外部からの資料も多く、全ての電子化に係る所要時間、開発及びその後の保守運用コストを考慮したものであり、電子</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>と、膨大に存在する児童記録の中から特定の児童記録を検索できることは一定業務の効率化が図られているともいえる。また、児童相談ITナビシステムの文書作成機能を利用することで文書作成手続きが効率化されているといえるが、当該システムの構築の目的と基本方針に掲げられている業務の電子化は主に検索及び文書作成における効率化を想定したものとまでは到底考えられない。</p> <p>この点について児童記録には文章だけではなく図表や写真等も含まれており、これらを電子化することは業務増加の懸念があることや写真を登録できる機能がないことにより電子化が困難であるとのことである。児童相談ITナビシステムの開発構想段階（児童相談業務のIT化の推進－新児童相談システムの構築に向けて検討 平成17年度）でも児童記録に図表や写真が含まれていたものと考えられることからすると、当初の開発仕様の検討が不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>なお、児童記録に含まれる図表や写真等をすべて電子化することはかえって子ども家庭センターの業務を煩雑化することにつながる可能性もあるが、アセスメント情報等を電子化することで業務全般の効率性が高まり、子ども家庭センター職員の勤務負荷（第3款 第2.（148頁）参照）が改善され、併せて時間外手当の削減につながることも期待できる。</p> <p>また、詳細なアセスメント情報等各事案の具体的な情報を電子化、蓄積した上で分析することで重大事案につながる可能性の高い事案を統計的に把握し、児童虐待に係る資源配分の最適化も期</p>	<p>化により効率化できる業務と紙媒体による保管が有効な業務は精査している。</p> <p>さらに、本システムにおいて検索機能を重視したのは、単に特定の児童記録を検索できる機能のみを付与したわけではなく、児童虐待通告においては、児童の氏名が不明など、児童が特定されない内容もあり、児童の特定を容易にするための機能を付与したものである。さらに、検索機能を用いて事例の抽出を行い、データベース化が可能であり、事例の分析及び統計作業に活用している。</p> <p>監査意見については、複写機能の登載や手作業での作成が必要であった各種帳票をシステムから出力できるようにするなど、平成29年度に業務効率化のための改修を実施した。</p> <p>加えて、ITナビシステムに蓄積されている情報を有効活用するために、児童相談所の業務の一部のAI化について国立研究開発法人等との協議を実施。</p> <p>AI化の実現等について取組むための予算を平成30年度確保。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>【福祉部】</p> <p><u>システムの運用に当たって、保守運用業務を一定程度外部に委託することは必要なものと考えられるが、大阪府は、委託業務については大阪府において処理する方が合理的なものがないか、将来的に大阪府で処理できるものがないか見直すことが必要である。（意見21）</u></p> <p>保守運用業務の見積には国統計のCSV出力工数が14時間（10万円相当）、催告状工数が6時間（4万円相当）含まれているが、「大阪府健康福祉部児童相談ITナビシステム開発仕様書」によると厚生労働省に報告する統計資料の大半は定型化されているとのことであり、また催告状も毎年度作成されていることからすると当該業務を委託する経済的合理性は乏しいものと考えられる。</p> <p>これについて福祉部に質問したところ、データ抽出を行うための画面構成が複雑、かつ改修のための予算がつかないため、大阪府担当者では作業ができないとのことである。</p> <p>画面構成の改修に係るコストと毎年度のデータ抽出に係るコストとを比較し、経済的合理性を検討する必要がある。</p>	<p>本システムの保守・運用に関しては、軽微な改修に加え、共通端末のOSのバージョンアップ等に応じた対応、庁内ウェブページ上の展開、施設入所児童の徴収金関連業務では財務会計システムとの連携やサーバーの保守が含まれており、府が対応可能なデータ出力及び管理機能はシステム上構築されている。現在業者に委託している作業は、SEによる高度な処理に限定されている。</p> <p>監査意見については、児童相談ITナビシステムの業務効率化に係る改修内容を洗い出す際、委託業務のうち大阪府において処理する方が合理的なものがないかについても調査した結果、上記のとおりSEによる高度な処理に限定されていることが確認できた。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
第5．児童虐待に関連する情報システムの連携について	
<p>4．意見 【福祉部】</p>	<p><u>大阪府は、子ども家庭センターと各市町村とが、相互に保有情報を共有できるデータベースの構築を検討すべきである。（意見24）</u></p> <p>(1) 前述のとおり、平成25年度の児童虐待相談対応件数は、子ども家庭センターが6509件、子ども家庭センター管内41市町村が9191件である。 市町村が相談対応した9191件のうち1721件が子ども家庭センター経由であるなど、市町村において相談対応した案件の一定数は、子ども家庭センターにおいても重複して相談対応している。 もともと、案件として重複していても、情報管理が別であるため、両方で情報の濃淡が生じる。 いずれにしても、市町村における相談対応件数の方が2682件多い。過去に他の関係機関に相談があったり、複数の機関にほぼ同時期に情報提供がなされている場合は、日常的な虐待が見過ごされている可能性を否定できない。</p> <p>(2) この点、大阪府の説明では、児童虐待の通告・相談があった場合、初動対応を終えた後や相談終了後に市町村に電話して情報収集するなどしており、市町村と別々に情報管理していることでの支障はないとのことであった。 しかしながら、相談終了後ではなく相談中に管内の市町村が有する情報も含めて情報検索しつつ、相談対応した方が、</p> <p>市町村と情報共有できるデータベースを構築することは、セキュリティを含め技術的な課題が大きく、システム改修にはばく大な費用がかかると思われる。 また、対応に当たっては直近の情報が必要であり、そのためには、大阪府、市町村ともに正確な詳細データを速やかに入力する必要があるが、各市町村、子ども家庭センターともに児童虐待対応等に奔走している中、更に人材を確保しなければ難しい状況。 加えて、要保護児童対策地域協議会に登録していない児童の情報共有については法的な課題が大きく、対応が困難。 そのため、情報共有を可能とするためのシステム導入や法体系の整備に関して国へ要望するとともに府内市町村に対してはLGWANネットワーク等を利用した情報共有について働きかけた。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
	<p>よりの確に相談者から情報を得ることができると考えられる。</p> <p>被害児童に関して十分な情報を有しないまま通告や相談を行う場合もあるのであり、少なくとも、要保護児童地域対策協議会の対象案件は、児童虐待防止との趣旨も含めて保護・支援が行われているのであって、相談対応中に速やかに確認できるシステムである方が望ましいと考える。</p>	
第5款 人材育成		
第2. 福祉部		
4. 意見 【福祉部】	<p><u>大阪府は、今後、各市町村がそれぞれ独自に実施している児童虐待対応の研修内容の情報を収集した上で、大阪府内市町村の児童家庭相談担当者スキルアップ研修の企画を計画すべきである。（意見25）</u></p> <p>前述のように大阪府は、毎年の研修プログラムは福祉部家庭支援課と中央子ども家庭センターが協議して企画をしているが、企画するに当たって、各市町村において独自に実施されている研修内容を具体的に把握していないとのことであった。</p> <p>しかしながら、「市町村及び関係機関等における人材育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等を実施する」（大阪府子どもを虐待から守る条例第20条第1項）こととされている府には、各市町村の職員向けの研修を総合的に企画する役割が求められている。</p> <p>とすれば、まずは各市町村で実施されている研修内容を全体と</p>	<p>平成28年度、各市町村の実情を把握するため、市町村へのアンケートを行い、市町村のニーズや必要な研修について把握した。</p> <p>加えて、市町村が事務局となる要保護児童対策地域協議会の調整担当者向けの研修が平成28年の改正児童福祉法において義務付けられたため、平成29年度は、それらの内容を踏まえたスキルアップ研修を企画・実施した。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>して把握しなければ、各市町村のニーズや、足りない研修が何かを適切に把握することはできないと考えられる。</p> <p>よって、大阪府は、今後、各市町村がそれぞれ独自に実施している児童虐待対応の研修内容も情報収集をした上で、市町村児童家庭相談担当職員向けの研修の企画を計画すべきである。</p>	
<p>【福祉部】</p> <p><u>大阪府は、各市町村が独自に実施している研修を把握した上で、その情報を他市町村にも提供するなど、隣接する市町村の職員同士が合同で研修を受講する場や、情報交換する場ができるよう工夫をすべきである。（意見26）</u></p> <p>市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修に対するアンケート調査結果を見ると、特にGW（グループワーキング）の受講者から、他市の担当者との間で情報交換をすることができたことや、自らの市では行っていない他市の取組みを知ることができ貴重であったという趣旨の意見が多く寄せられている。</p> <p>その意味で、このGW研修は高く評価できるが、決まった日時に、大阪市内という限定された場所で、年1回行われるGW研修だけでは、参加者も限られ効果も限られたものにならざるを得ない。</p> <p>ただ、同様の研修を大阪府が複数回主催して実施するのは、予算面からも効率面からも必ずしも有効とは言えないであろう。</p> <p>そこで、大阪府が、各市町村が独自に実施している研修を把握した上で、その情報を他市町村にも提供するなど、隣接する市町</p>	<p>市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修においては、グループワークを取り入れ、隣接する市町村の職員同士が情報交換をできる場を設定しており、研修内容については、所属内で共有するよう勧めている。</p> <p>加えて、平成29年度においては、府内市町村が一堂に会する府内市町村向けの「児童福祉主管課長会議」を実施した際、質疑応答の機会を多く設けるなど、各市町村の職員同士が情報交換する場を提供した。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>村の職員同士が合同で研修を受講する場や、情報交換する場ができるよう工夫することが有効であると考え。</p> <p>児童虐待対応は、子ども家庭センター管内市町村が、地域的に共通の悩みなどを抱えているケースも少なくないと考えられ、各子ども家庭センターから管内市町村に対してこれらの情報を発信することが有効であると考え。</p>	
<p>第3．健康医療部</p>	
<p>2. ガイドライン等 【健康医療部】</p>	<p><u>大阪府は、大阪府内保健師児童虐待予防研修に不参加の市町村に対しては、資料を送付するのみではなく、参加するのと同等に研修内容が理解できるようフォローの仕組みを強化すべきである。（意見33）</u></p> <p>大阪府内保健師虐待予防研修は、大阪市を除く府内42市町村を対象としているが、平成26年度は、33団体からしか参加できていない。参加していない団体の中には、団体独自の取組で同様の知識を身に付けていることも考えられるが、大阪府は、不参加の団体でどのような研修が実施され、誰が受講しているか把握していない。</p> <p>平成26年度の同研修のアンケート結果では、乳幼児虐待リスクアセスメント指標の記入方法の認識不足等もみられ、記載上の注意があるツールでも、必ずしも正しく理解されているとは限らないようである。また、母子保健事業においては、虐待が起きていなくても虐待リスクの視点を持つことが重要であるが、乳幼児期の虐待事例に触れる経験が少ない場合や人事異動が多い場合、虐</p> <p>研修の効果を高めるためには参加しやすい状況に改善することが重要であることから、開催日・手法を工夫し市町村の参加を促した結果、平成28年度は36団体の参加があった。不参加市町村へは詳細な参考資料を配布し、理解促進を図った。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

<p>包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要</p>	<p>措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）</p>
<p>待リスクの視点を十分に有していない懸念もある。このような場合、ケーススタディで議論、意見交換することは、一層有用と考えられる。</p> <p>研修に不参加の市町村には、研修資料を配布しているとのことであるが、研修資料は要点のみをまとめたものが多く、配布資料の閲覧のみで十分な理解ができるかは疑問がある。上記のとおり参加者ですら、配布資料のみでは、盛りだくさんの内容を理解しきれない状況もあるため、Web研修やDVD研修等、研修が受けやすいように研修方法の多様化や、要点のみでなく、理解を促す詳細な参考資料を配布することも検討すべきである。</p> <p>特に平成27年度は「児童虐待事例に対応する行政職員の対応力向上」を健康医療部の重点目標と掲げ、そのために42市町村の行政職員を対象に研修するとされている。監査時点（平成27年11月）では、平成27年度の研修は終了していなかったが、重点施策の対応として、研修内容は精神保健福祉相談員が事例検討会で助言する等、強化が図られているようである。また、不参加の市町村への対応については、資料を配布するとの説明を受けた。しかし、府内全域で児童虐待事例への対応能力を高めるためには、不参加の市町村に対しては、不参加の理由を確認し、不参加の理由が類似の研修受講済あるいは市町村で類似研修の開催予定がある等でない限り、府保健師が外向いて重要な点を研修したり、ディスカッションしたりすることも検討されたい。これにより、当該市町村の母子保健担当の現状を把握することもできると考えられ、明らかな人材や能力不足等、課題が大きい場合には、課題解消に</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
<p>向け支援することが望まれる。</p> <p>なお、参加市町村においても、保健師全員が出席しているわけではない。受講者から未受講者への伝達用の教材を配布する、受講者には復命を義務付ける、定期的に情報伝達の状況をモニタリングする等、関係職員全員に周知されるような仕組みも検討されたい。</p>	
<p>【健康医療部】 <u>大阪府は、保健所の人材育成（研修）を、各保健所またはブロック管内市町村以外でも一層活用できるようにされたい。（意見34）</u></p> <p>上記のとおり、大阪府の各保健所は、地域の実情に応じた人材育成に熱心に取り組んでいる。</p> <p>それぞれの事業は、各保健所またはブロックの管轄市町村を対象としているが、事例検討会は、管轄エリアの事例のみの共有ではなく、全体で共有するほうが、新たな事例に対応する際に役立つであろうし、医師や弁護士による講義も、他の地域でも有用と考えられるものも多く見受けられる。</p> <p>ブロック間で研修案内を共有することもあり、各保健所の実績報告をまとめ、保健所にフィードバックされているとのことであるが、地方自治法が地方公共団体に求めている最小の経費で最大の効果を上げるという視点からも、更に一歩進んで、各保健所の優れた取組を実績報告として事後に把握するのではなく、研修案内は共有を原則とすることや、資料を供すること、虐待リスクのアセスメントを共有するために、保健機関、保健師以外にも積極的</p>	<p>保健所が開催する研修については、地域における関係機関の連携体制の構築を目的としたものや専門職としてのスキルアップを中心としたもの等があり、研修内容に合わせて、福祉、教育、地域の関係機関等、保健機関以外の方も参加対象とした。</p> <p>一方で、事例からの学びやノウハウの共有に関しては、専門技術の向上と合わせて、府保健所及び市町村を対象とした保健師現任研修等において、保健所が取り組む事例の共有化を行った。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要		措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
	に対象として受け付ける等を検討し、府内全域で一層活用できるようにされたい。	
第6款 社会的養護		
第4. 家庭養護（里親制度・ファミリーホームと養子縁組（特別養子縁組を行う場合を含む））		
2. 養子縁組（特別養子縁組を行う場合を含む） 【福祉部】	<p><u>大阪府は、相談会に訪れる養親を希望する夫婦年齢を調査し、養子縁組を希望する里親の年齢要件を検討されたい。（意見36）</u></p> <p>年齢要件の合理性を判断する材料として、養親を希望する夫婦の年齢を調査する必要があると考えられるが、大阪府では、里親相談会に訪れる夫婦の年齢を相談会の段階で確認をしていない場合もあるとのことであった。</p> <p>不妊治療の進歩により治療を終了するのが遅くなったこと、また、高齢化や晩婚化などの社会的環境の変化も考えると、現在の年齢要件が適切かどうかについては、実情も踏まえて見直しを検討すべきであると考ええる。</p>	<p>特別養子縁組制度は、子どもの福祉を目的とした制度である。厚生労働省の里親委託ガイドラインにおいては、「養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい」とされ、本府においてもそれを1つの指標としてきた。しかし、平成29年度3月に本ガイドラインが改正され、「一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討する」と示された。本府では、これまでの夫婦生活が子どもを含めた生活になることで、より一層豊かな生活となり、子どもにとって健全な育成が図られることを想定して、年齢要件について検討し、65歳という年齢を一定の指標としながらも実際には養親となる夫婦と子どもとの年齢差よりも児童の特性を理解し、適切</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「意見」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況（見解・今後の対応の方向性）
	に養育できることを優先して委託を行う等弾力的に判断してきており、今後も本ガイドラインに基づき対応する方向である。